

# 光回線監視サービス契約約款(平成26年東経企営第14 - 69号)

実施 平成26年7月31日

## 目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 光回線監視サービスの提供区域	4
第4条 光回線監視サービスの提供区域	4
第3章 契約	4
第1節 光回線監視サービスに係る契約	4
第5条 契約の単位	4
第6条 契約申込の方法	4
第7条 契約申込の承諾	5
第8条 回線監視情報等の登録の変更	5
第9条 光回線監視サービスの利用の一時中断	5
第10条 利用権の譲渡	5
第11条 契約者が行う光回線監視契約の解除	5
第12条 当社が行う光回線監視契約の解除	5
第2節 利用中止及び利用停止	5
第13条 利用中止	5
第14条 利用停止	5
第3節 監視対象回線の回線監視装置への登録の請求等	6
第15条 監視対象回線の回線監視装置への登録の請求	6
第16条 監視対象回線の回線監視装置への登録の請求の承諾	6
第17条 監視対象回線を回線監視装置に登録した場合の取扱い	6
い	6
第18条 利用権の譲渡に伴う取扱い	7
第19条 監視対象回線の契約者から当社への通知等があった場合の取扱い	7
第4章 料金等	7
第1節 料金及び工事費	7
第20条 料金及び工事費	7
第2節 料金等の支払義務	7
第21条 利用料金の支払義務	7
第22条 手続きに関する料金の支払義務	8
第23条 工事費の支払義務	8
第5章 損害賠償	8
第24条 責任の制限	8
第6章 雑則	9
第25条 技術資料の閲覧	9
第26条 契約者の氏名等の通知	9
第27条 その他の提供条件	9
第28条 法令に規定する事項	9
第29条 閲覧	9

第7章 附帯サービス	9
第30条 附帯サービス	9
別記	
1 光回線監視サービスの提供区域	10
2 契約者の地位の承継	10
3 契約者の氏名等の変更の届出	10
4 当社の維持責任	10
5 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	10
6 支払証明書の発行	10
料金表	
通則	11
第1表 料金	11
第1 利用料金	11
第2 手続きに関する料金	11
第2表 工事費	12
附則	13

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、この光回線監視サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより光回線監視サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、光回線監視サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 回線監視装置	監視対象回線（この装置を利用した監視信号の送信先として契約者が当社に申し出たものをいいます。以下同じとします。）との間において、監視信号を送信することにより断線等における監視信号の一定の変化を検出した場合に、あらかじめ登録した回線監視情報（その監視対象回線に係る電気通信番号等光回線監視サービスを提供するうえで必要となる情報をいいます。以下同じとします。）を、当社が設置する音声利用IP通信網サービスを介して回線監視情報受信回線に送信するために設置される装置
4 光回線監視サービス	IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網及び回線監視装置を使用して行う電気通信サービス
5 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
6 光回線監視サービス取扱所	(1) 光回線監視サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光回線監視サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属光回線監視サービス取扱所	その光回線監視サービスの契約事務を行う光回線監視サービス取扱所
8 光回線監視契約	当社から光回線監視サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と光回線監視契約を締結している者

10 契約者 I D	契約者を特定するために、当社が定める任意の英字又は数字等の組み合わせ
11 回線監視情報 受信回線	当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスであって、回線監視情報を受信するためのもの(当社が回線監視情報を発信する通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみのものである場合は、着信課金機能(当社又は当社以外の電気通信事業者が、電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第1項第3号に規定する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。以下「着信課金番号」といいます。)を付与して提供する機能をいいます。以下同じとします。)を利用しているものに限ります。)
12 協定事業者	当社と相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)をいいます。)を締結している電気通信事業者
13 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 光回線監視サービスの提供区域

(光回線監視サービスの提供区域)

第4条 当社の光回線監視サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第1節 光回線監視サービスに係る契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の契約者 I Dごとに1の光回線監視契約を締結します。この場合、契約者は、1の光回線監視契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第6条 光回線監視契約の申込みをするときは、次の事項を記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う光回線監視サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 当社が回線監視情報を発信する通信に係る通信種別(おおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみのものである又は符号のみによるもののうちいずれか1つとします。)
- (2) 回線監視情報受信回線に係る電気通信番号(当社が回線監視情報を発信する通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみのものである場合は、着信課金番号とします。)
- (3) 回線監視情報
- (4) その他申込みの内容を特定するための事項

(注) 1の契約者 I Dに登録できる着信課金番号は、2以内とします。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、光回線監視契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その光回線監視契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その申込みに係る回線監視情報受信回線を使用して光回線監視サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 光回線監視契約の申込みをした者が、光回線監視サービスの料金又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前2項の規定によりその申込みを承諾したときは、回線監視装置に回線監視情報を登録します。

(回線監視情報等の登録の変更)

第8条 契約者は、第6条に規定する事項の登録の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光回線監視サービスの利用の一時中断)

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、光回線監視サービスの利用の一時中断(光回線監視サービスに係る設備を他に転用することなく、光回線監視サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡)

第10条 利用権(契約者が光回線監視契約に基づいて光回線監視サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属光回線監視サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、利用権を譲り受けようとする者が、光回線監視サービスの料金又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合を除いて、これを承認します。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた光回線監視サービスに係る一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う光回線監視契約の解除)

第11条 契約者は、光回線監視契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属光回線監視サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う光回線監視契約の解除)

第12条 当社は、第14条(利用停止)の規定により光回線監視サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その光回線監視契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第14条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、光回線監視サービスの利用停止をしないでその光回線監視契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その光回線監視契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

#### 第2節 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第13条 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、光回線監視サービスの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により光回線監視サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第14条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その光回線監視サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支

払いを要することとなった光回線監視サービスに係る料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その光回線監視サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第27条(その他の提供条件)の規定(利用に係る契約者の義務に限りません。)に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この約款の規定に反する行為であって光回線監視サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により光回線監視サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### 第3節 監視対象回線の回線監視装置への登録の請求等

(監視対象回線の回線監視装置への登録の請求)

第15条 契約者は、光回線監視サービスの提供を受けるために監視対象回線の回線監視装置への登録の請求をすることができます。

2 契約者は、前項の請求をするときは、その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面をその所属光回線監視サービス取扱所に提出していただきます。

3 前項の規定により提出する書面には、監視対象回線について契約者がこれを回線監視装置に登録して光回線監視サービスの提供を受けることについてその監視対象回線の契約者(その監視対象回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その監視対象回線の契約を締結している者が指定する者とします。以下同じとします。)の承諾書を添付していただきます。

ただし、自己の契約した監視対象回線に係る請求をする場合又は同一の契約者名義の光回線監視契約間における、同一の監視対象回線の回線監視装置への登録の廃止と同時に回線監視装置への登録の請求があった場合については、この限りではありません。

(注) 監視対象回線に係る利用権の譲渡があった場合は、前項に規定する承諾書について、監視対象回線に係る利用権を譲り受けた者の承諾書をその所属光回線監視サービス取扱所に提出していただきます。

(監視対象回線の回線監視装置への登録の請求の承諾)

第16条 当社は、契約者から前条の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

- (1) その請求のあった監視対象回線が、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第2種サービスのメニュー1の利用回線(IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5に係る契約者回線となるものであって、当社が別に定めるものに限ります。)でないとき。
- (2) 前号のほか、契約者から請求のあった監視対象回線において、回線監視装置に登録することにより、その監視対象回線に係るIP通信網サービス等の提供に技術的支障を及ぼす場合等光回線監視サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(監視対象回線を回線監視装置に登録した場合の取扱い)

第17条 当社は、監視対象回線を回線監視装置に登録し、その回線監視装置により、その登録した監視対象回線に係る監視信号の一定の変化を検出した場合に、その監視対象回線に係る回線監視情報を回線監視情報受信回線に送信します。この場合において、監視対象回線の登録若しくは登録の廃止又は監視対象回線に係るIP通信網サービス若しくは音声利用IP通信網サービスの利用の一時中断若しくは利用中止等があった時に生じる監視信号の変化についても同様に取扱いします。

2 回線監視装置に登録される監視対象回線に係るIP通信網サービス若しくは音声利用IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用中止等があった場合は、その利用の

一時中断又は利用中止等の間、その監視対象回線に係る監視信号の一定の変化を検出できないことがあります。

(注1) 当社は、監視対象回線に係るIP通信網サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約の解除があった場合及び監視対象回線において当社が別に定める監視対象端末設備の利用がない場合についても、本条の規定に準じて取り扱います。

(注2) 当社は、回線監視情報を登録した旨や回線監視情報受信回線の登録内容の変更が完了した旨の通知等を行うために、監視対象回線への監視信号の送信の開始に先立ち、回線監視情報受信回線にその監視対象回線に係る回線監視情報等を送信することがあります。

(利用権の譲渡に伴う取扱い)

第18条 利用権を譲り受けた者(以下「譲受人」といいます。)は、その契約に基づいて回線監視装置に登録されていた監視対象回線を引き続き回線監視装置に登録して光回線監視サービスの提供を受けようとするときは、その譲受人がその監視対象回線を回線監視装置に登録することについてその監視対象回線の契約者の承諾書を提出していただきます。

(監視対象回線の契約者から当社への通知等があった場合の取扱い)

第19条 当社は、監視対象回線の契約者から当社に対し、契約者への監視対象回線の回線監視装置への登録についての承諾を取り消した旨の通知があったとき又は利用権の譲渡の際に監視対象回線の契約者が、譲受人の監視対象回線の回線監視装置への登録を承諾しなかったときは、その監視対象回線の回線監視装置への登録について契約者からの廃止の申出があったものとして取り扱います。

#### 第4章 料金等

##### 第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第20条 当社が提供する光回線監視サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する光回線監視サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

##### 第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、その契約に基づいて当社が1の監視対象回線ごとに監視信号の送信を開始した日から起算して、回線監視装置へのその監視対象回線の登録の廃止があった日の前日までの期間 提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(利用料金)に規定する利用料金の支払いを要します。この場合において、当社が回線監視情報を発信する通信に係る料金の取扱いについては、その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみのものである場合は、着信課金機能を提供する電気通信事業者の契約約款等に定めるところによるものとし、それ以外の場合は当社が負担するものとし、

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光回線監視サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、光回線監視サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によ	そのことを当社が知った時刻以後の利

<p>り、その光回線監視サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光回線監視サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその光回線監視サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその光回線監視サービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第22条 契約者は、光回線監視サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、回線監視情報の登録工事の着手前にその契約の解除があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第23条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第5章 損害賠償

（責任の制限）

第24条 当社は、光回線監視サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光回線監視サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光回線監視サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光回線監視サービスに係る料金表第1表第1（利用料金）に規定する料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により光回線監視サービスの提供をしなかったときは、



前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

## 第6章 雑則

(技術資料の閲覧)

第25条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、光回線監視サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第26条 契約者は、当社が通信の相手先等その契約者に関する情報を、当社の委託により光回線監視サービスに関する業務を行う者に通知する必要があることについて、同意していただきます。

(その他の提供条件)

第27条 割増金、契約者の維持責任、契約者の切分責任、修理又は復旧の順位、免責、承諾の限界、利用に係る契約者の義務等については、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスの場合に、延滞利息については専用サービス契約約款に規定する一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2 光回線監視契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第28条 光回線監視サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4に定めるところによります。

(閲覧)

第29条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 第7章 附帯サービス

(附帯サービス)

第30条 光回線監視サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5及び6に定めるところによります。

別記

1 光回線監視サービスの提供区域

光回線監視サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

2 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属光回線監視サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 契約者の氏名等の変更の届出

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所その他契約申込書の記載事項のうち当社が特に指定する内容について変更があったときは、そのことを速やかに所属光回線監視サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

5 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、光回線監視サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者 に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

6 支払証明書の発行

支払証明書の発行については、IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスの場合に準ずるものとします。

料金表

通則

- (料金の計算方法等)
- 1 料金の計算方法等、端数処理、料金等の支払い、料金の一括後払い及び前受金については、IP通信網サービス契約約款に既定するIP通信網サービスの場合に準ずるものとし、
- (消費税相当額の加算)
- 2 第21条(利用料金の支払義務)から第23条(工事費の支払義務)までの規定により料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注1) 2において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとし、
- (注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。
- (注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。
- (料金等の臨時減免)
- 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
- (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の光回線監視サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1の監視対象回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料	1,000円(税込価格 1,080円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>光回線監視契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	光回線監視契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	種 別	内 容					
契約料	光回線監視契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 864円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 864円)

第2表 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 交換機等工事費の適用	交換機等工事費は、光回線監視サービス取扱所の回線監視装置において工事を要する場合に適用します。
(4) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

2 - 1 回線監視情報受信回線に係る登録若しくは登録内容の変更又は監視対象回線に係る登録又は登録内容の変更に関する工事の場合

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,080円)
(2) 交換機等工事費	ア 回線監視情報受信回線に係る登録又は登録内容の変更に関する工事の場合	1契約者IDごとに	2,000円 (税込価格 2,160円)
	イ 監視対象回線に係る登録又は登録内容の変更に関する工事の場合	1の監視対象回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,080円)

2 - 2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,080円)	
	イ 交換機等工事費	(ア) 回線監視情報受信回線に係る登録又は登録内容の変更に関する工事の場合	1契約者IDごとに	2,000円 (税込価格 2,160円)
		(イ) 監視対象回線に係る登録又は登録内容の変更に関する工事の場合	1の監視対象回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,080円)
(2) 再利用の工事			2 - 1の工事費の額と同じ	

附 則

この約款は、平成26年7月31日から実施します。

附 則（平成27年1月28日東経企管第14 - 166号）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則（平成27年3月30日東経企管第14 - 221号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。